



危険な人間の系譜  
—選別と排除の思想—

中谷 陽二 著  
弘文堂  
2020年8月 368頁  
本体価格 4,500円+税

19世紀後半から現代にいたるまでの、精神医学、法学、歴史学、人類学などさまざまな分野の豊富な知見が盛り込まれた、比類ない書である。内容から受けた衝撃が大きく、これに触発されて考え込んでいた期間が長かったため、昨年8月に上梓されたにもかかわらず、書評を書くまでかなりの時間が経ってしまった。衝撃の第一は、本書に引用されている過去の文献や法律などの表現の多く（「生まれつきの犯罪者」「劣った個体」「生きるに値しない命」など）が現代の倫理感覚では受け入れがたいものだったこと。第二は、そうしたラベリングをして犯罪者や障害者を社会から排除すべきだとする学説を唱え、優生学や優生政策に大きな影響を与えた著名な精神医学者が多く存在した事実である。

統合失調症の疾患概念のもとになった早発性痴呆の提唱者であるモレルは、19世紀後半のヨーロッパにおける精神病の増加が遺伝によって将来人類の劣化という危機をもたらすという「変質説」を唱え、マニヤンがそれを発展させた（第2章）。クレペリンは犯罪を変質による社会病ととらえ、「社会敵対者（反社会人）」という概念を作り出して、共同体にとって危険な人間を社会から隔離する必要性を説いた（第3章）。クレペリン門下のアシャッフエンブルクは、「国家の正当防衛の最終手段」として、犯罪を繰り返す「改善不能者」には不定期の自由刑が必要であると主張し、1933年のドイツでの保安処分立法に向けて重要な役割を果たした（第4章）。ナチスによる精神障害者の強制断種には精神科遺伝学の創始者リュディンが、T4作戦と呼ばれて秘密裏に実施された「障害者安楽死」にはホッペ（クレペリンの疾患単位説を批判し症状群学説を提唱した）と

カール・シュナイダー（精神科作業療法を発展させた）が積極的に関与した（第7章）。なお、「優生学」という用語は19世紀後半に登場したが、人の生殖を操作して民族、人類の全体的な質の向上をめざそうとする思想や実践自体は古くから世界のさまざまな地域に存在しており、ナチスによる非人道的実践以前には、多くの国が優生学を肯定的に受けとめて高い関心を示していた（第6章）。欧米文化をいち早く取り入れた福澤諭吉ら明治期の日本の知識人も同様だったという。

第8章では、戦前のわが国の優生政策に対する精神医学者の関わりについても論じられている。日本の犯罪学の草分けである吉益脩夫は欧米の優生学を精力的に紹介し、社会防衛として精神障害者の断種の必要性を主張した。三宅鑛一、内村祐之は精神病対策に関する内務大臣への陳情書のなかで、公立精神病院の速やかな拡充を求めると同時に、精神病者の急増と健常者の減少を「民族の変質」と「国力の減退」の要因と見なし、精神病者に対する断種法の制定を要望した。1940年の国民優生法施行を前に精神医学界でも議論が実施され、現場からは、精神病遺伝説や断種の優生学的効果の科学的根拠が薄弱である、医師として「あるべき人間型を規定してそれに当てはまらないものは異常である」という視点からの断種には賛成できないとの批判もあったとのことである（結果的に国民優生法の下での断種手術は500件程度にとどまった）。

著者が述べるように、19世紀後半から20世紀初頭にかけての優生思想の広がりについては、現代の倫理観からではなく、当時の歴史的文脈（都市化・工業化がもたらした犯罪や精神疾患の増加、第一次世界大戦後の社会的混乱、経済的・人口的な観点からの国家存続に対する切迫した危機感など）のもとで検証するべきであろう。しかしながら同時に、相模原障害者殺傷事件が起こり、旧優生保護法下で多数の障害者が不妊手術を強制されたという事実が明らかにされ、コロナ禍で医療崩壊が起これば「命の選択」を余儀なくされる今日、現代の日本に生きるわれわれも切実に問い続けなければならない。「生きるに値しない（あるいは値する）命」とは何か？ そう述べる時の「生きる」とはいったい何を意味するのか？ 「優（れた）生」「人類の質の向上（あるいは劣化）」とは何を示すのか？ ……と、

（田口寿子）